

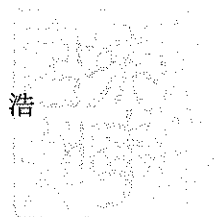
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年1月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石巻市三ツ股複合商業施設

石巻市三ツ股二丁目30番6 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

昭和リース株式会社 代表取締役 泰山 信介

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
昭和リース株式会社 代表取締役 平野 昇一	昭和リース株式会社 代表取締役 泰山 信介
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

(1) 令和6年12月11日

(2) 別紙のとおり

5 届出年月日

令和7年10月16日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

7 縦覧期間

令和8年1月13日から令和8年5月13日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

小売業者一覧
(変更前)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	イオンビッグ株式会社	代表取締役 小林健太郎	名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	
2	株式会社ツルハ	代表取締役 八幡政浩	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	

(変更後)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	イオンビッグ株式会社	代表取締役 三浦弘	名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	代表者の氏名変更 (令和7年3月1日)
2	株式会社ツルハ	代表取締役 八幡政浩	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	